川崎市育成会手をむすぶ親の会　幸支部

幸通信No.25

発行日　令和２年２月１日

皆様、新しい年をどのように迎えられましたでしょうか。

今年は、東京五輪・パラリンピックの開催があり、障害のある人たちの芸術活動にも光が当てられるとのことです。様々な国や地域から参加される全選手の活躍が、今から楽しみです。

障害があってもなくても楽しめるスポーツが広く社会に浸透し、より多くの人が幸せを感じられるようになるとよいなと思います。これからは、そういった情報もお知らせできるよう頑張ります。

今年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。（幸支部役員一同）

「障害者差別解消法」の見直しについて

２０１６年４月１日に施行された「障害者差別解消法」の見直しが、内閣府に設置された「障害者政策委員会」で審議されています。審議の中から、抜粋してお知らせいたします。

１．「障害者差別解消法」の概要について

まず、「障害者差別解消法」[ア]について、振り返ってみたいと思います。この法律は、「障害者権利条約」[イ]に批准（日本は、２０１４年１月２０日に批准しました）するために、国内にある法律を整備しようというところから始まり、「障害者基本法（２０１１年８月改正）」の第４条第１項、第２項、第３項を具現化するために制定されました。差別を解消するための措置として「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を、また、差別を解消するための支援措置として、「相談・紛争解決」や「地域における連携」、「啓発活動」、「情報取集」を定め、２０１３年６月２６日に公布され、２０１６年４月１日に施行されました。

この法律の施行によって、国・地方公共団体等と事業者による「不当な差別的取扱いの禁止」が定められました。また、国・地方公共団体等による「合理的配慮の提供」は法的義務を負うこととなり、事業者は努力義務となりました。

＊詳細は、次の URL からご覧いただけます。

ア　内閣府　障害を理由とする差別の解消の推進

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html

イ　外務省　わかる！国際情勢　Vol.109 「障害当事者の声が実を結ぶとき～障害者権利条約の締結

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol109/

２．障害者政策委員会での検討

内閣府のホームページによると、

障害者基本法が平成 23 年 8 月に改正され、障害者基本計画の策定又は変更に当たって調査審議や意見具申を行うとともに、計画の実施状況について監視や勧告を行うための機関として、内閣府に「障害者政策委員会」が設置されました。

とあり、「障害者差別解消法」の見直しは、この委員会で検討されています。

昨年の１２月１２日には、第４８回障害者政策委員会が開催され、次のような内容が検討されたとのことです。

・障害者差別解消法の見直しの検討について
（１）障害のある女性への差別
（２）事業者の合理的配慮の提供
（３）相談・紛争解決体制
（４）障害者差別解消支援地域協議会の設置促進・活性化
・障害者統計の充実に係る検討状況について（報告）

３．「差別」とは？

これらを検討する資料の中に、「差別の定義・概念について」[エ]というものがありました。「差別」と言うと、「合理的配慮の提供がされなかった」ということは、すぐに思い浮かびますが、「差別された」と感じるのは、個人差があるように思います。この資料の（１）現状には、「平等及び無差別に関する一般的な意見第６号（２０１８年【仮訳・暫定版】）[オ]に、差別の４つの類型として、直接差別、間接差別、合理的配慮の否定、ハラスメントが挙げられているほか、交差差別、複合差別として現れる場合もあるとされている」とあり、「差別」といってもいろいろな形があることが示されています。直接差別、合理的配慮の否定、ハラスメントは、なんとなくわかるとしても、間接差別や交差差別、複合差別とは、どのようなことを指すのでしょう。

昨年の６月に、第４５回障害者政策委員会が開催され、障害者権利条約との関係について検討した際に、**国連障害者権利委員会**※から出された「平等及び無差別に関する一般的な意見第６号（２０１８年【仮訳・暫定版】）」が資料として提出されています。そして、その中に、間接差別、交差差別、複合差別について記されていました。

※　国連障害者権利委員会・・・**障害者権利条約の実施に関する進捗状況を検討するために設置（障害者権利条約第 34 条）。18 名の委員（任期 4 年）は，個人の資格で職務を遂行する（今次選挙で当選した委員の任期は，2017-2020 年。）。【外務省のホームページより】**

（１）間接差別とは（抜粋）（２０１８年【仮訳・暫定版】）

例えば、ある学校が読み やすい形式の書籍を提供していない場合、知的障害者は、規則上はその学校に通うことは可能でも、実際には別の学校に通うことが必要になるため、それは知的障害者を間接差別していることになる。同様に、移動能力に制約がある就職希望者が、エレベーターがないビルの 2 階にあるオフィスで面接を受ける場合、面接に臨むことを認められたとしても、その状況自体が、その就職希望者を不平等な立場に置くことになる。

とのことです。こういったことは、意外と多いかもしれません。

（２）交差差別と複合差別とは（抜粋）（２０１８年【仮訳・暫定版】）

「交差差別」とは、障害が、肌の色、性 別、言語、宗教、民族、ジェンダー、又はその他の状態と組み合わされ、それに基づいて障害者又は障害に関連する人々が何らかの形で差別を受ける場合を指すものである。交差差別は、直接又は間接差別、合理的配慮の拒否、又はハラスメ ントとして現れる場合がある。例えば、アクセシブルではないフォーマットを原因とする一般的な医療関連情報へのアクセスの拒否は、障害に基づき全ての人々に影響するが、全盲の女性が家族計画サービスにアクセスすることを拒否することは、その女性の性別と障害の交差性に基づき権利を制限することになる。多くのケースにおいて、これらの根拠を分離するのは難しいことである。締約国は、 障害者に対する複合及び交差差別に対処しなければならない。障害者権利委員会によれば、「複合差別」とは、人が２つ以上の根拠に基づいて差別を受け、差別が 複合的になるか又は悪化する状況を意味する。交差差別とは、複数の根拠が、不可分な形で同時に影響及び相互作用し、それによって、関連する個人が固有の種類の不利益や差別にさらされることになる状況を意味する。

「交差差別」と「複合差別」の違いを説明するのは、難しいですね。複数の根拠が重なりあって状況が悪化している場合は「複合差別」であり、複数の根拠がそれぞれに差別であるという状況の場合は「交差差別」ということなのかと思います。

障害者権利条約では、考えられるあらゆる「差別」について言及し、それをもとに「差別の概念」を定めています。今回の「障害者差別解消法」の見直しにおいては、「差別」とは何かをより明確にすることが大事であるように感じます。

（仁尾　智都子）

＊詳細は、次の URL からご覧いただけます。

ウ　内閣府　障害者政策委員会　第４８回障害者政策委員会　議事次第

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_48/index.html

エ　内閣府　障害者政策委員会　差別禁止部会　差別の定義・概念

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_48/pdf/s11-1.pdf

オ　平等及び無差別に関する一般的な意見第６号（２０１８年【仮訳・暫定版】）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_45/pdf/s3.pdf

「社会保障費」について

昨年１２月２０日、令和２年度政府予算案を閣議決定しました。ニュースで、社会保障費が３５兆８，６０８億円と聞き驚いてしまいました。厚生労働省のホームページを見ると、年金、医療、介護、福祉などの社会保障関係費は、３２兆６，３２３億円で、令和元年度当初予算比１兆４９４億円増となっています。消費税を１０％に上げた分の増収で、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの子育て支援の充実や医療、介護、年金、難病の方への支援などを実現していくようです。

ただ、少子高齢人口減少の中、税収を上げていくことは難しいと思います。２０４０年を展

望した社会保障・働き方改革本部の資料では、「今後、国民の誰もが、より長く元気に活躍できる取組」と「社会保障の枠内で考えるだけでなく、関連する政策領域との連携の中で、新たな展開を図っていく」という政策が掲げられています。できるだけ、多くの国民に長く働いてもらおうということのようです。

「関連する政策領域との連携の中での新たな展開」では、「農福連携」を挙げ、２０２０オリンピック・パラリンピック東京大会に合わせた農福連携マルシェ開催や、林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の実施などが掲げられています。このような取り組みが、本当の意味で障害のある人の活躍の場になればよいと思いますが、人材が足りていない産業や職場への単なる人材派遣になってしまうとしたら、税収を上げればよいという施策で終わってしまうように思います。

「障害者差別解消法」の見直しについてのところで、「差別」について説明をさせていただきましたが、「差別」という意識が無に近くなっていけば、今、予算をつけて行っている障害福祉サービスや制度も、人と人のつながりでやっていけることがたくさんありそうに思えます。

（仁尾　智都子）

＊詳細は、次の URL からご覧いただけます。
厚生労働省　令和２年度予算案の概要
https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20syokanyosan/dl/01-01.pdf

幸のほっと♥スポット　File２０　ミューザで演奏を♪

先日、ミューザ川崎の１階ガレリアで、「エリーゼのために」が流れているのに気が付きました。エスカレーターの近くにアップライトのピアノが置いてあり、「どなたでもご自由にお弾きいただけます」という、表示があります。その時弾いていたのは小学校高学年くらいの男の子で、何曲か続けて演奏してくれました。抑揚をつけて滑らかに流れる美しい旋律と、優しいピアノの響きに心が洗われるようでした。そういえば最近川崎でも、「駅ピアノ」とか、「ストリートピアノ」とか、自由に弾けるピアノが設置されているという話を聞いたことがありましたが、実際に見て聞いたのは初めてで、すっかり癒されて、感動してしまいました。演奏可能時間は 10 時から 20 時で、ゆずりあってご利用くださいとのことでしたが、まさに「音楽のまち・かわさき」にぴったりですね。

せっかくなので、もう少し詳しく知りたいと思い、ミューザ川崎管理組合に伺いましたら、このピアノの名前を募集中なのだそうです。たくさんの人が親しみ楽しんでくれるようなピアノの愛称を皆さんも考えてみませんか？

また、今年の６月には、２階にグランドピアノを設置する予定とも教えていただきました。数十人ぐらいのミニコンサートも開催もできるようでとても楽しみです。

（髙山　君子）